

# 京都府後期高齢者医療広域連合議会

## 平成 22 年第 1 回定例会会議録

平成 22 年 3 月 21 日 開会

平成 22 年 3 月 21 日 閉会

京都府後期高齢者医療広域連合議会



## 京都府後期高齢者医療広域連合議会平成22年第1回定例会会議録目次

### 第1号（3月21日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
議会職員出席者.....	3
開会の宣告.....	4
開議の宣告.....	4
議事日程の報告.....	4
広域連合長あいさつ.....	4
議席の指定.....	5
会議録署名議員の指名.....	6
会期の決定.....	6
諸般の報告.....	6
副議長の選挙.....	6
副議長就任あいさつ.....	7
同意第1号～同意第3号の一括上程、説明.....	8
同意第1号の採決.....	14
同意第2号の採決.....	15
一般質問.....	16
議案第1号の質疑、討論、採決.....	25
議案第2号の質疑、討論、採決.....	26
議案第3号の質疑、討論、採決.....	26
議案第4号の質疑、討論、採決.....	27
議案第5号の質疑、討論、採決.....	32
議案第6号の質疑、討論、採決.....	32
議案第7号の質疑、討論、採決.....	33

議案第 8 号の質疑、討論、採決.....	33
承認第 1 号の質疑、討論、採決.....	34
同意第 3 号の採決.....	34
閉会の宣告.....	35
署名議員.....	36

## 京都府後期高齢者医療広域連合議会平成22年第1回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成22年3月21日(日)午後1時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 同意第1号から同意第3号まで(広域連合長説明)
- 日程第 7 同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 8 同意第2号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 9 一般質問
- 日程第10 議案第1号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第2号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第3号 平成22年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第13 議案第4号 平成22年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第5号 京都府後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第6号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第7号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第8号 京都府後期高齢者医療広域連合管理職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18 承認第 1 号 専決処分の承認について

(京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)

日程第 19 同意第 3 号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 19 まで議事日程に同じ

出席議員 (28 名)

1 番	井 上 けんじ 君	2 番	小 林 あきろう君
3 番	井 上 教 子 君	4 番	審 良 和 夫 君
5 番	藤 田 正 一 君	6 番	木 下 芳 信 君
7 番	浅 井 厚 徳 君	8 番	長 野 恵津子 君
10 番	松 本 富 雄 君	11 番	宮 園 昌 美 君
12 番	丹 野 直 次 君	13 番	大 畑 京 子 君
14 番	細 見 勲 君	15 番	米 澤 修 司 君
16 番	松 本 聖 司 君	17 番	井 尻 治 君
18 番	宮 嶋 良 造 君	19 番	江 下 伝 明 君
20 番	塚 本 五三藏 君	21 番	古 川 昭 義 君
22 番	青 山 美 義 君	23 番	和 田 榮 雄 君
24 番	籠 島 孝 幸 君	25 番	和 田 貴美子 君
26 番	奥 森 由 治 君	28 番	糸 井 満 雄 君
29 番	西 山 和 樹 君	30 番	高 橋 泰一朗 君

欠席議員 (2 名)

9 番	安 達 稔 君	27 番	宮 下 愿 吾 君
-----	---------	------	-----------

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	久 嶋 務 君	副広域連合長 (事務局長事務取扱)	山 田 昌 弘 君
会計管理者	松 本 昇 君	業務課長	木 下 直 紀 君
総務課長 担当課長	山 本 博 君		

議会職員出席者

書記長 和田幸司 書記 西原英二

開会 午後 1時30分

#### 開会の宣告

議長（高橋泰一郎君） 皆さん、大変ご苦労さまでございます。諸般の事情でこの日曜日に  
変えさせていただきご連絡があったのでございますが、ご協力賜りましてありがとうございます。  
定刻になりましたので、京都府後期高齢者医療広域連合議会平成22年第1回定例会を  
開会致します。

#### 開議の宣告

議長（高橋泰一郎君） 本日の会議を開きます。

なお、報道機関から写真撮影の許可の申出がありましたので、これを許可したいと思いま  
すが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） ご異議なしと認め、それでは報道機関等の写真撮影を議事進行に妨  
げにならない範囲で許可することに致します。

#### 議事日程の報告

議長（高橋泰一郎君） 本日の議事日程につきましては、お手元の議事日程のとおりでござ  
いますので、よろしくお願い致します。

#### 広域連合長あいさつ

議長（高橋泰一郎君） 日程に入るに先立ちまして、広域連合長から、発言を求められてお  
りますので許可したいと思います。

広域連合長。

〔広域連合長 久嶋務君登壇〕

広域連合長（久嶋 務君） ご苦労さまでございます。去る2月、四方前綾部市長の後を受けまして広域連合長に就任を致しました向日市長の久嶋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

広域連合議会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

京都府後期高齢者医療広域連合議会平成22年第1回の定例会を開催致しましたところ、議員の皆様方には、年度末を控えまして、何かとお忙しい中、3連休の中日にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会につきましては、広域連合長選挙、各市町村の3月定例会の開催状況を踏まえまして、急遽、日程を変更させていただくこととなりました。日曜日開催とさせていただいたことにつきまして、ご理解を頂戴したいと存じます。

本日の定例会におきましては、平成22年度予算、平成22年、平成23年度の保険料率等、12件の議案を提案させていただいております。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決またはご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いを致します。

議長（高橋泰一郎君） ご苦労さまでございます。

それでは会議を続けます。

#### 議席の指定

議長（高橋泰一郎君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回新たに、京都市から井上けんじ議員、長岡京市から大畑議員、南丹市から井尻議員、京丹波町から西山議員が広域連合議会議員に選出されております。

議席については、ただいま着席のとおりと致したいと思います。

#### 会議録署名議員の指名

議長（高橋泰一郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定によって、宮園昌美議員と青山美義議員を指名致します。

#### 会期の決定

議長（高橋泰一郎君） 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日と致したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） 異議なしと認め、よって会期は1日と決定致しました。

#### 諸般の報告

議長（高橋泰一郎君） 日程第4、諸般の報告を行います。

お手元に、定期監査結果報告書、例月出納検査の結果報告書を配付させていただいております。

平成21年度定期監査、平成21年7月から平成22年1月分の例月出納検査がそれぞれ実施され、いずれも適正に執行されている旨の報告が議長あてにありましたので、ご報告を申し上げます。

その写しを配付しておりますので、ご覧いただきます。

#### 副議長の選挙

副議長（高橋泰一郎君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮り致します。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の第2項の規定により、

指名致したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一朗君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選と致すことに決定致しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することに致したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一朗君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

本広域連合議会の副議長に西山和樹議員を指名致します。

お諮り致します。ただいま指名した西山和樹議員を副議長の当選人として定めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一朗君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名致しました西山和樹議員が副議長に当選されました。

西山議員が議席におられますので、本席から当選の告知を致します。

#### 副議長就任あいさつ

議長（高橋泰一朗君） ここで、当選されました西山議員からごあいさつをお願い致します。西山議員、どうぞこちらへ。

〔副議長 西山和樹君登壇〕

副議長（西山和樹君） ただいま副議長に選任されました西山和樹でございます。いろいろと不都合がございましょうけれども、皆様方のご協力を得まして、無事に務めさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（高橋泰一朗君） どうもありがとうございました。

引き続き、会議を続けます。

同意第1号～同意第3号の一括上程、説明

議長（高橋泰一郎君） 日程第6、同意第1号から同意第3号までの広域連合長提出案件12件を一括議題と致します。

提出者から説明を求めます。

広域連合長、よろしく申し上げます。

〔広域連合長 久嶋 務君登壇〕

広域連合長（久嶋 務君） 以下、今回提出を致しました議案について説明をさせていただきます。

同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてでございます。

人事同意案件の議案1ページをお開きください。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の副広域連合長として久御山町長の坂本信夫君を選任にすることについて、議会の同意を求めるものでございます。

同意第2号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について説明を致します。

人事同意案件の議案5ページをお開きください。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の副広域連合長として舞鶴市長の齋藤彰君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第1号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）についてご説明を致します。

まず、1ページをお開きください。

第1条でございますが、本件は、国庫補助金及び府補助金の精算見込みに伴う補正及び本年度に措置しなければならない経費についての補正など、歳入歳出予算の総額にそれぞれ21億7,979万円を追加し、総額を34億6,320万6,000円と定めるものでありまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算補正によることとし、3ページと4ページにその表を掲げております。

3ページをご覧ください。

内訳と致しまして、まず、歳入予算でございますが、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金は、平成21年度に引き続き、低所得者及び被扶養者であった被保険者に対する平成22年度の保険料軽減に係る財源措置としての臨時特例交付金、市町村が行う長寿健康増進事業のための特別調整交付金など19億8,312万円の増、第3款府支出金、第2項府補助金は、広域連

合の事務局運営経費に係る京都府からの補助金899万2,000円の増、第4款財産収入、第1項財産運用収入は、財政調整基金運用益金として8万7,000円の増、第6款繰越金、第1項繰越金は、前年度決算剰余金のうち、歳入予算未計上分として1億8,589万7,000円の増、第7款諸収入、第1項預金利子は、歳計現金の運用利息139万9,000円の増、第2項雑入は平成20年度に交付した市町村への特別対策補助金の精算による返還金29万5,000円、合わせまして21億7,979万円の追加でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

次に、歳出予算でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費は21億7,979万円を追加するものでございます。その内訳は9ページをご参照ください。

1目総務管理費は、平成20年度において市町村で実施をされました長寿健康増進事業に対する国の特別調整交付金の精算見込みによる返還金で11万3,000円、2目業務管理費は、さきの国からの特別調整交付金によって、市町村が行う長寿健康増進事業に対して補助する経費で2,581万9,000円、6目財政調整基金積立金は、歳入予算未計上分と特定財源によって前年度繰越金等が歳入超過することによる財政調整基金への積み立てで1億9,662万2,000円、7目臨時特例基金積立金は、さきの国から受ける臨時特例交付金が、低所得者及び被扶養者であった被保険者に対する平成22年度の保険料を軽減するための基金の造成を目的としたものであるため、19億5,723万6,000円全額を臨時特例基金に積み立てることとするものでございます。

以上、合わせまして21億7,979万円の追加でございます。

続きまして、議案第2号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明を致します。

11ページをお開きください。

第1条でございますが、市町村支出金及び国庫補助金の精算見込みに伴う補正及び本年度に措置しなければならない経費についての補正など、歳入歳出予算の総額にそれぞれ19億5,250万2,000円を追加し、総額を2,694億2,226万1,000円と定めるものでありまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算補正によることとし、13ページと14ページにその表を掲げております。

それでは、13ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、第1款市町村支出金、第1項市町村負担金は、市町村が負担する保険料負担金及び保険基盤安定負担金の精算見込みによるもので2億3,608万3,000

円の減、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金は、自己の責に帰さない倒産、解雇等による離職者に係る保険料減免の財源措置として交付される特別調整交付金、平成20年度の低所得者に係る保険料軽減の精算見込みとして高齢者医療制度円滑運営事業費補助金など8,859万5,000円、第6款繰入金、第2項基金繰入金は、低所得者及び被扶養者であった被保険者に対する保険料を軽減するための臨時特例基金からの繰入金で1億4,748万8,000円の増、第7款繰越金、第1項繰越金は、前年度決算剰余金のうち、歳入予算未計上分として19億5,250万2,000円の増であり、合わせて19億5,250万2,000円の追加でございます。

次に、14ページの歳出予算でございますが、第1款保険給付費、第1項療養諸費と第2項高額療養諸費につきましては、高額療養費の精算見込みによる増加によって、5億6,694万円を組み替えるものでございます。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、平成20年度の保険料の還付金増及び健康診査事業補助金の精算見込みによる返還金で1,195万8,000円の増、第7款予備費、第1項予備費は、前年度決算剰余金のうち、さきの繰越金の歳出充当額を除く19億4,054万4,000円を平成22年、23年度の保険料を軽減するための費用に充当するものでございます。

以上、合わせまして19億5,250万2,000円の追加でございます。

議案第3号 平成22年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明を致します。

21ページをお開きください。

本件は、平成22年度に事務局運営を行うために必要な経費など、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,214万1,000円と定めるものでありまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によることとし、23ページと24ページにその表を掲げております。

23ページの歳入予算でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、事務経費に係る各市町村からの分賦金7億1,995万8,000円、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、保険料不均一賦課に係る国の負担分9,095万5,000円、第3款府支出金、第1項府負担金は、同じく保険料不均一賦課に係る府の負担分9,095万5,000円、第2項府補助金は、広域連合の運営に係る京都府の補助金1,000万円、第4款財産収入、第1項財産運用収入は、存目1,000円、第5款繰入金、第1項基金繰入金は、財政調整基金からの繰り入れで、1億3,000万円、第6款繰越金、第1項繰越金は、存目1,000円、第7款諸収入、第1項預金利子は、存目1,000円、第2項雑入は、広域連合職員に係る公舎使用料及び雇用保険料収入27万円で

ございます。

続いて、歳出予算の24ページをお開きください。

第1款議会費、第1項議会費は、議員の報酬等、広域連合議会の運営に要する経費142万9,000円、第2款総務費、第1項総務管理費は、平成22年度に事務局運営に要する経費8億3,949万1,000円、第2項選挙費は、選挙管理委員の報酬等に係る経費6万円、第3項監査委員費は、監査委員報酬等に係る経費15万1,000円、第3款民生費、第1項社会福祉費は、特別会計への保険料不均一賦課及び事務費の繰入金1億9,401万円、第4款予備費第1項予備費は、前年度同様700万円でございます。

続いて、議案第4号 平成22年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算をご説明致します。

35ページをお開きください。

本件は、平成22年度に広域連合が医療費などの支払いに必要な経費など、歳入歳出予算総額をそれぞれ2,633億6,030万8,000円と定めるとともに、一時借入金の限度額を200億円とするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によることとし、37ページ、そして38ページにその表を掲げております。

歳入予算、37ページをお開きください。

第1款市町村支出金、第1項市町村負担金は、市町村が徴収する保険料及び低所得者に対する保険料の減額に係る費用、医療機関で医療を受けた場合の自己負担を除いた費用に係る市町村の負担金446億4,757万8,000円、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、医療費に対し国が負担する費用と1件80万円を超える高額な医療費に係る国の負担金612億933万6,000円、第2項国庫補助金は、調整交付金、保健事業に係る補助金186億5,145万9,000円、第3款府支出金、第1項府負担金は、療養の給付費、市町村及び国と同様に医療費に対し府が負担する費用と1件80万円を超える高額な医療費に係る京都府の負担金209億8,016万5,000円、第2項府補助金は、国、京都府、広域連合から3分の1ずつ拠出して設置した財政安定化基金からの交付金など6億1,098万3,000円、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、全国健康保険協会管掌健康保険、国保等の医療保険者からの支援金1,125億4,283万1,000円、第5款特別高額医療費共同事業交付金、第1項特別高額医療費共同事業交付金は、1件400万円を超える医療費の200万円を超える部分について、国保中央会から交付される特別高額医療費共同事業に係る交付金1億円、第6款繰入金、第1項一般会計繰入金

は、保険料不均一賦課及び特別会計の一時借入金利子、予備費に係る一般会計からの繰入金 1億9,401万円、第2項基金繰入金は、臨時特例基金からの繰入金15億4,702万3,000円、第7款繰越金第1項繰越金は28億5,856万2,000円で、その大半は平成22年、23年度の保険料を軽減するための前年度決算剰余金であります。第8款諸収入、第1項は預金利子で存目1,000円、第2項雑入は、第三者納付金、返納金で1,836万円でございます。

38ページをお開きください。

歳出予算でございますが、第1款保険給付費、第1項療養諸費は、医療費のうち、一部負担金を除いた療養給付費やレセプトの審査等に係る経費2,489億968万1,000円、第2項高額療養諸費は、一定限度額以上の医療費の一部を返還する経費117億38万9,000円、第3項その他医療給付費は、被保険者の葬祭費として1件当たり5万円を給付する経費7億8,290万円、第2款府財政安定化基金拠出金は、後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るために京都府に設置される基金への拠出金に係る経費1億5,991万6,000円、第3款特別高額医療費共同事業拠出金、第1項特別高額医療費共同事業拠出金は、特別高額医療費共同事業交付金の財源として各都道府県広域連合が拠出する特別高額医療費共同事業拠出金とその事務費に係る経費1億100万円、第4款保健事業費、第1項健康保持増進事業費は、市町村が実施する健康診査に対して補助金を交付するもので2億132万2,000円、第5款公債費、第1項公債費は、一時借入を行った際の利子として1,000万円、第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、過年度保険料還付金及び還付加算金で6,010万円、第7款予備費、第1項予備費は14億3,500万円で、平成23年度の保険料を軽減するために必要となる繰越金と前年度と同額の100万円を含めたものでございます。

続きまして、議案第5号 京都府後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を致します。

少し飛びまして、47ページをお開きください。

本件は、各会計年度において生じた決算上剰余金を、地方自治法第233条の2のただし書きの規定に基づき、基金に編入できるようにすることによりまして、本広域連合における財政の健全な運営をより迅速かつ柔軟に確保しようとするものであり、公布の日から施行することとしております。

次に、議案第6号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について説明を致します。

51ページでございます。

本件は、後期高齢者医療制度が廃止されるまでの間、保険料軽減措置を継続するために交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を活用できるようにするため、本基金の処分事由及び条例の失効期限について改正するものでありまして、平成22年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第7号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を致します。

55ページをお開きください。

本件は、平成22年度及び23年度における保険料率を改定するとともに、後期高齢者医療制度が廃止されるまでの間、平成21年度と同様の保険料の軽減措置を継続しようとするものでございます。

保険料の改定に当たりましては、保険料の大幅な増加を抑制するため、広域連合の剰余金を全額活用したほか、財政安定化基金を取り崩すことにより、保険料率を所得割率8.68%、被保険者均等割額4万4,410円に抑えるとともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料軽減措置及び所得の低い被保険者に対する保険料軽減措置について、引き続き行うこととしております。

なお、実施日は平成22年4月1日からとし、平成21年度分までの保険料については、従前の例によることとしております。

次に、議案第8号 京都府後期高齢者医療広域連合管理職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を致します。

61ページをお開きください。

本件は、京都府における管理職員の給与の例に準じまして、平成22年3月31日を期限とし、広域連合管理職員の給与月額を2%をカットしていたところ、今般、京都府において、当該措置を平成25年3月31日まで延長することが決定されたため、広域連合管理職員の給与についても同様の延長を行うものでありまして、平成22年4月1日から施行することとしております。

次に、承認第1号 専決処分の承認についてご説明を致します。

65ページをお開きください。

本件は、国家公務員に対する期末手当の支給月数が引き下げられること、及び京都府職員に対する地域手当が引き下げられることを受け、常勤の副広域連合長の期末手当及び地域手当についても同様の引き下げを行うため、所要の条例改正を行い、平成21年11月30日付で専

決処分を行ったものでございます。

具体的には、平成22年4月1日から、副広域連合長の期末手当を3.35月から3.1月、地域手当を10%から9%に引き下げるものであります。期末手当のうち、12月における期末手当につきましては、平成21年度から引き下げる必要があったことから、平成21年11月30日付で専決処分したものでございます。

したがって、第1条による改正、つまり12月分の期末手当の改正については、平成21年12月1日から、第2条による改正、6月分の期末手当及び地域手当に係る改正につきましては、平成22年4月1日から施行することとしております。

最後になりますが、同意第3号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について説明を致します。

人事同意案件の議案9ページをお開きください。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の監査委員である上田正雄議員の任期が満了したため、八幡市の細見勲議員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案に係る提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

議長（高橋泰一郎君） 久嶋広域連合長、ご説明ありがとうございました。

#### 同意第1号の採決

議長（高橋泰一郎君） それでは、順次、議事を進めてまいりたいと思います。

日程第7、同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを直ちに表決に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） 異議なしと認め、表決に付します。

本件につきましては、原案どおり同意することについて異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） 異議なしと認め、本件は同意することに決定致しました。

同意第2号の採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第8、同意第2号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを直ちに表決に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） 異議なしと認め、表決に付します。

本件について、原案のとおり同意することについて異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） 異議なしと認め、本件は同意することに決定致しました。

ここで選任同意した副広域連合長の入場を求めます。久御山町長及び舞鶴市長が入場されます。

〔久御山町長 坂本信夫君入場〕

〔舞鶴市長 齋藤 彰君入場〕

議長（高橋泰一郎君） それでは、私のほうからご紹介させていただきます。一言ごあいさつをお願い申し上げます。久御山町長、坂本信夫君であります。よろしく申し上げます。

〔久御山町長 坂本信夫君登壇〕

副広域連合長（坂本信夫君） どうも皆さん、こんにちは。久御山町長の坂本でございます。

ただいまは、副広域連合長の選任につきまして、ご同意を賜りまして、誠にありがとうございます。

大変、微力ではございますけれども、与えられました職務に誠心誠意努力をさせていただきます。議員の皆様方には、ご指導、ご協力をいただきますよう、よろしくお祈りを申し上げまして、簡単でございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお祈りいたします。（拍手）

議長（高橋泰一郎君） どうもありがとうございました。

次に、舞鶴市長の齋藤彰君であります。よろしく申し上げます。

〔舞鶴市長 齋藤彰君登壇〕

副広域連合長（齋藤 彰君） 失礼致します。ただいま、選任をいただきました舞鶴市長の齋藤でございます。

多難な時代でございますが、このたびの副連合長ということをお受けさせていただきました。連合長を支え、坂本副連合長さんとともに一生懸命頑張りたいと思いますので、

どうか、皆様方のお力沿えを賜りますよう、よろしく願います。ありがとうございました。（拍手）

議長（高橋泰一郎君） どうもご苦労様でございます。理事者席にご着席願います。

#### 一般質問

議長（高橋泰一郎君） 日程第9、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、これを許します。

宮嶋議員、よろしく願います。どうぞ、宮嶋議員。

〔18番 宮嶋良造君登壇〕

18番（宮嶋良造君） 木津川市議会の宮嶋良造です。

後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、高齢者が安心して医療が受けられるようにと題して、広域連合長に聞きます。

改めて申し上げますが、後期高齢者医療制度のねらいは、75歳以上の高齢者を他の年齢層から切り離して、高い負担と安上がりの差別医療を押しつけることにありました。病気にかかりやすく、治療に時間がかかるとして75歳以上を後期高齢者と呼び、別枠の医療保険に囲い込み、負担増を我慢するか、不十分な医療で我慢するかの二者択一に追い込んで、医療と社会保障に係る国の予算を削減することになりました。ところが、制度導入を前後して、国民から、なぜ高齢者だけ健保や国保から追い出すのか、これは差別ではないかという批判が多く起こり、昨年夏の選挙では後期高齢者医療制度の廃止を掲げる議員が多数を占めました。このことから、後期高齢者医療制度は直ちに廃止すべきであります。連合長は国に直ちに廃止せよを申し入れるべきであると考えますがお答えください。

次に、政権についた民主党は国民世論を裏切り、システム改修に2年かかる、老人保健制度にも疑問がある、また新しい制度をつくったほうがよいなどと態度を変えて、差別制度を速やかに廃止し、老人保健制度に戻すと言っていた総選挙前の立場を大きく後退させ、廃止を4年後に先送りしました。4年後の廃止でも、保険料は今年の4月からの値上げと次の2年後の値上げと、合わせて2回も保険料が上がります。2年ごとに保険料が上がる仕組みを改めることが高齢者の暮らしを見ても求められています。広域連合の剰余金の活用や京都府の財政安定化基金の取り崩しでも保険料が抑えられていません。京都府に支援を要求し、法

定外繰り入れなどで保険料を抑えるべきであります。お答えください。

もちろん、保険料引き上げの国の責任は重大であります。そもそも国は保険料値上げによる負担を抑えると言っていました。高齢者に保険料値上げの負担を強いるのは重大な公約違反であります。国に強く抗議することを求めます。お答えください。

次に、75歳以上の高齢者の人間ドックは府内全ての自治体で実施されるのですか。厚生労働省は昨年10月に人間ドックの費用助成の徹底を通知しています。広域連合から改めて人間ドックの実施を各自治体に働きかけることを求めます。お答えください。

最後に聞きます。

自治体によって、健診の受診率にばらつきがあるのはなぜですか。各自治体が健診内容を充実できるよう、また受診率が高まるよう支援を行うことが必要だと考えます。お答えください。

以上であります。

議長（高橋泰一郎君） 答弁を求めます。広域連合長。

〔広域連合長 久嶋 務君登壇〕

広域連合長（久嶋 務君） 宮嶋議員のご質問にお答えを致します。

後期高齢者医療制度につきましては、施行から約2年が経過した現在、制度が定着し、安定的な運営を図っているところでございまして、前回の広域連合議会におきましても、議員提案による本制度を堅持し、さらに改善、発展させるという決議が賛成多数で可決をされたところでございます。

しかしながら、現内閣におきましては、後期高齢者医療制度を廃止するとしており、廃止後の新たな制度のあり方を検討するため、厚生労働省内に高齢者医療制度改革会議が設置をされ、平成25年4月からの新たな制度の施行を目指し、現在、検討が進められているところでございます。

一方、広域連合の全国組織である全国後期高齢者医療広域連合協議会におきましては、昨年9月、新制度移行に際しての要望書を国に提出しております。その内容は、1、新制度移行に必要な財源を全額国で負担すること、2、運営主体である広域連合、市町村等の意見を十分に尊重すること、3、国の責任による制度説明を徹底することによって現場に混乱が生じないようにすること、4、後期高齢者医療の利点は必ず引き継ぐこと、5、安定した運用が可能な電算システムを構築すること、以上5点であります。

本広域連合と致しましては、高齢者医療制度改革会議の動向を注視するとともに、高齢者

の方々が将来にわたって安心して医療を受けることができる安定的な制度の創設がなされるよう、あらゆる機会を通じまして、国に対して引き続き要望してまいりたいと考えております。

続きまして、平成22年度、平成23年度の保険料につきましては、広域連合の剰余金を活用するとともに、京都府と協議を重ねまして、都道府県に設置をされている財政安定化基金や京都府の独自の補助金の支援を受け均等割額を下げることで低所得者の方々へ配慮した保険料設定とするとともに、1人当たりの保険料を現行水準並みに据え置くこととしているところでございます。

また、低所得者や被用者保険の被扶養者であった方への保険料軽減措置につきましても、高齢者の方々に不安を生じさせないよう、平成22年度以降も引き続き国の負担によって実施されることとなっております。

今後とも、高齢者の方々が安心して医療を受けていただくため、国の責任において適切に対応されるよう、本広域連合としても全国後期高齢者医療広域連合協議会などを通じまして、引き続き要望してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

議長（高橋泰一郎君） 山田副連合長。

〔副広域連合長 山田昌弘君登壇〕

副広域連合長（山田昌弘君） 人間ドックにつきましては、75歳未満は受診できるが、75歳以上は受診できなくなった等のご批判を受けまして、国において平成20年7月より、市町村が実施する人間ドック助成事業で後期高齢者医療制度の被保険者を対象としたものを国庫補助の対象とされたところであります。その後、実施市町村は年々増え、京都府内においても平成20年度6市町村が、平成21年度には10市町村となっております。

また、平成21年10月26日付厚生労働省通知を踏まえまして、国庫補助を活用した人間ドックの実施につきまして、各市町村に周知をしております。来年度は新たに11市町村で実施される予定であると伺っております。

それから、次に、健診の受診率につきましては、各市町村の地域性や実施方法等が異なることから、ばらつきが出ることはやむを得ないものと考えております。しかしながら、受診率の向上を図ることは重要でございますので、受診率の低い市町村へ受診率の高い市町村の取り組みを情報提供するなどして支援を行ってまいっております。

議長（高橋泰一郎君） 宮嶋議員。

〔 18番 宮嶋良造君登壇 〕

18番（宮嶋良造君） 再質問を行います。具体的にお答えをいただきたいと思いますが、まず、広域連合長に、後期高齢者医療制度は今の答弁では続けていくということですが、差別制度だとは考えていないということですか。それと今、国が示している4年後の新制度というのは、新聞紙上等で聞こえてくるのは、65歳以上の高齢者全員を国保に加入させて別立ての勘定を行うというものであり、現代版うば捨て山と批判された今の制度を拡大することで、何ら問題点は解決されていないと考えます。今、伝えられている新制度をどのように思っておられるのかお答えください。

私どもは老人保健制度に戻すことは何ら混乱を招かず、今時点より保険料が増える人は国の責任で保障すると民主党も言っていたわけでありますので、そうすればいいのではないかと考えております。

次に、4月からの保険料のことで具体的に聞きます。

均等割等を下げるということで、一部保険料の下がる人がいることは一歩前進、改善だと考えますが、その一方で、値上げになる人がいることは問題だと考えます。保険料が値上げされる人はどのくらいおられるのか。制度そのものがさきの選挙でも否定されたわけでありますから、否定された制度で保険料が上げられる人はたまったものではありません。4年先の廃止でも、その間の保険料の値上げはやめるべきだと思います。また、すべての75歳以上の方が値上げとなる不均一賦課となっている7市町村での保険料値上げは大問題であります。直ちにこれについては是正をして値上げをやめるべきだと考えております。お答えをいただきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、今年9月のこの議会で議会在決議したということ述べられましたが、その決議の中にも改善するという文字がありました。改善するというのであれば、保険料値上げはやめるべきだというふうに思いますので、その点についてお答えをいただきたいと思います。

また、今回、剰余金約28億円を使って値上げを抑えたんだという話がありましたが、本来、2年間の中で剰余金そのものが生まれてくるということは保険料そのものが高く設定されていたんではないかと。逆に言ったら、その分の保険料は今回でも下げられていたんではないかというふうに思いますので、その点についてもお答えをいただきたい。

それから、人間ドックについて、今の答弁では平成22年度に新たに11の自治体がやるということですから、平成21年度の10と合わせて21という理解でよろしいでしょうか。そうする

ならば、まだ京都府内の自治体で、それができていない自治体があるということでもありますので、そうした自治体ができないのは、多分、財政的に負担が大きいということではないかと思しますので、国のそうした補助があるということ踏まえて、各自治体はその制度ができるように援助をいただきたいというふうに思っております。

次に、健診の問題で、健診率に差があるのはやむを得ないということでありましたし、以前いただきました医療協議会の資料でも、健診項目の数と受診率には相関関係はないというようなことがありましたが、ただ、各自治体で健診項目を増やそうとすれば、補助がないので独自の負担とならざるを得ないわけであります。そして健診項目が増えるということは、異常がより発見されやすいわけでありますから、自治体としては健診項目を増やしたいと、そして異常を早く発見して、少しでも高齢者の病気を早期発見したいという思いがあるわけですが、それが残念ながらできていないわけですので、健診項目を増やせるということ、そしてそのことをもって各高齢者に各自治体からも大いに受けてほしいという勧めができるんではないかというふうに思しますので、再度その点で、今受診率の高い自治体の取り組みを全体に知らせるということでありましたが、同時に項目が増やせるように、そしてそのことも通じて受診率が高まるようにと願うわけであります。その点について、再度お答えをいただきたいと思います。

以上であります。

議長（高橋泰一朗君） 答弁を求めます。久嶋広域連合長。

〔広域連合長 久嶋 務君登壇〕

広域連合長（久嶋 務君） 宮嶋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の後期高齢者医療制度のことについてでございますが、議員もご承知のように、この制度は多くの時間をかけて多くのエネルギーをかけてつくられた制度でございます。よって、さきの議会で本制度を堅持し、さらに改善、発展させるという決議が賛成多数で可決されたのも、そういうところにあるものと考えております。

それから、新制度についての見解でございますけれども、新制度につきましては、我々のほうとしては要望書を国のほうに提出をさせていただいております。もちろん高齢者の方が将来にわたって安心して医療を受けることができる安定的な制度が創設されるように、あらゆる機会を通じまして、国に対して要望していくことが大切なことだと思います。

保険料につきましては、平成22年度、23年度につきましては、低所得者の方へ配慮をした保険料設定にさせていただいております。1人当たりの保険料を現行水準並みに据え置くと

してありまして、特に低所得者の方々へ保険料を低く抑えることとしております。保険料が将来上がるということがございますけれども、これはやはり少子高齢化によって若年者の人口が減少することに伴いまして、後期高齢者の負担率が若干上がることにつきましては、現役世代との負担の公平を図る観点から私はやむを得ないものと考えております。

京都府からの支援については、先ほどもお答えしておりますけれども、大変、京都府さんのほうも厳しい行財政環境の中で、後期高齢者の方々の保険料負担軽減の一助として、平成21年度に引き続きまして年間7,865万円、2カ年で約1億5,000万円の補助金を支援していただくこととなっております。

私のほうからは以上でございます。

議長（高橋泰一郎君） 山田副広域連合長。答弁求めます。

〔副広域連合長 山田昌弘君登壇〕

副広域連合長（山田昌弘君） 保険料の不均一賦課の関係につきましては、私どもの京都府では26市町村のうち7市町村がその話を受けておるということで、その対象市町村数が非常に大きくございます。その関係もございましたので、近畿府県で不均一を設けておる府県と共同しまして、連合長において国のほうに要望したわけがございますけれども、国のほうからは最初の制度創設時にはそういう経過措置を設けておるので、それは既にその地域の方々に対しては説明はなされておるということもございまして、その部分についてその対応がとれなかったということがございます。私どもとしても決して、現状は現在の状況から考えれば、保険料を据え置きたいという気持ちはあったんですけれども、財源的な確保がとれないということで、不均一賦課については今回の保険料の改定でもそのことについてのベースは維持されているということで考えています。

それから、人間ドックの関係につきましては、今、宮嶋議員が言われたように未実施のところもあるということがございます。ただ、この関係につきましては、それぞれ市町村で、国の通知も踏まえてご判断された結果だろうと思っておりますので、これ以上のことは私どものほうからは言えないということをご理解いただきたいと思います。

それから、健診の関係につきましては、必ずしも健診項目を増やしたから受診率が上がるというような状況ではないという資料を、既に各議員さんには協議会の資料として送らせていただいております。そういった面で、地域による状況というものも多々あるだろうと思えます。そういうことで、私ども、それからもう一点、健診についての国庫補助があるわけがございますけれども、その関係については国が示した健診項目を実施することによって、全

額をその項目に対して補助するという制度になっておりますので、その追加分は独自でやられることは結構ですが、この部分の助成はないということで確認を終えております。そういった面で財源的に大部分を広域連合が補てんするということとはできないということもご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（高橋泰一郎君） 宮嶋議員、質問は第2質問までということで進行、よろしくご理解いただきたいと思います。

18番（宮嶋良造君） はい、わかりました。

議長（高橋泰一郎君） 次に、発言の通告がありますので、これを許します。

井上けんじ議員。

〔1番 井上けんじ君登壇〕

1番（井上けんじ君） 京都市会から選出されております井上けんじでございます。

私は被保険者の皆さんが安心して医療を受けられるようにすべての被保険者に正規保険証を交付すること、特に、資格証明書については絶対に発行しないことを求める立場から質問をさせていただきます。

本来、医療に係る権利はすべての国民に漏れなく等しく保障されるべきでありまして、収入や財産の多少や有無によって左右されるべきでないことは言うまでもありません。医療保険は政府が責任を持つべき社会保障の一環であるにもかかわらず、ここ20年来、30年来の臨調行革から、医療改革、括弧つき改革でありますけれども、医療改革という流れの中で民間の私保険と同列視するような立場から、保険料を払わなければ保険証を取り上げるというキャンペーンが張られてまいりました。もちろん一般的には保険料支払い義務は当然であろうかと思っておりますけれども、国保や後期高齢者医療の場合、事業主負担もございませんし、また税金のように課税最低限が設けられているわけでもありません。所得に応じた保険料負担という立場から見れば、本来、均等割の割合はゼロにすべきではないでしょうか。現実には各被保険者の生活実態からいって、払いたくても払えない場合もあり、またこういう場合にもまず医療を受ける権利は第一義的に保障されるべきであります。国保の例では、正規の保険証がないため、一部負担金支払いの見込みがなく、受診自己抑制で一層の重症化や最悪の場合には命を落とされると、こういう例もあるほどであります。まして高齢者の場合はより一層、早期受診の必要性が高いわけですから、いつでも正規の保険証が手元にあることが生き

ていく上での不可欠の前提と言えるでしょう。だからこそ後期高齢者医療保険制度発足前の老人保健制度のもとでは高齢者への資格証明書の発行は制度として望まれてきたわけではありません。

長年の医療関係者など、世論の力もあり、一昨年暮れの法律改正によりまして、昨年春からだったかと思いますが、市町村国保におきましては、どんな世帯であれ、児童には保険証を交付すると、こういう措置が取られ、また後期高齢者保険でも昨年5月のいわゆる資格証明書通知及び昨年10月の厚生労働省保険局長通知などにより、資格証明書は原則として交付しないとする方針が重ねて明らかにされています。本来政府は公約に従って、直ちに後期高齢者医療保険制度を廃止すべきでありますけれども、例え僅かな期間だけでも公約の履行を遅らせるというのであれば、直ちに法第54条の保険証の返還及び資格証明書発行の該当条項を削除すべきであります。

さてそこで、以上のような認識と経過を前提と致しまして、連合長にお聞きを致します。

まず第一に、資格証明書につきましては、原則として交付しないという政府の方針をより一層徹底し、本府広域連合におきましても事実上発行しないとする立場を内外に明らかにされたい。したがって、本府広域連合の滞納者に対する措置に関する要綱、第7条資格証明書の交付の部分の削除と関係条項の規定整備を図られるように求めますけれども、この点についてまずいかがでしょうか。

第2に、短期保険証について伺います。

これもやはり、正規の保険証でないことは同様でありますし、より期限の迫った保険証が患者、被保険者に心理的な圧力を加え、治療が長期に及ぶ可能性のある場合など、やはり受診の抑制にもつながります。本府広域連合での発行の実態はいかがでしょうか。くれぐれも十分な納付相談により、機械的な発行は避けるべきであると考えますが、この点につきましてもご答弁を求めます。

最後に、保険証は必ずしも窓口にて手渡しされているばかりではないかと思えます。郵送等による交付のつもりが何らかの事情で届かなかったり、戻ってきたりして、事実上、未交付状態になっている例はあるでしょうか。実態を把握されておられますか。もしあればこの場合には無保険になっておられるわけですから、一刻も早く対処しなければなりません。これらについても現状をお聞かせ願いたいと思えます。

以上、すべての被保険者に正規の保険証を交付すべきことを求めまして、質問と致します。ありがとうございました。

議長（高橋泰一郎君） 山田副連合長から答弁を求めます。

〔副広域連合長 山田昌弘君登壇〕

副広域連合長（山田昌弘君） 保険料の滞納につきましては、平成21年6月1日時点の被保険者のうち、平成20年度の保険料に一部でも滞納のある被保険者は4,259人となっております。

次に、被保険者の資格証明書については、現在までは発行をしておりません。その関係の中で、私どもの運用基準の関係で関係条項を削除せよというお話がございましたけれども、基本的に法令に書かれている事項を受けて、私どもが書いておるわけでございますので、本体が消えない以上、私どものところでは削除できないということをご理解いただきたいと思います。

それから、短期証につきましては、本年2月1日現在の発行件数につきましては121件発行しておりますが、できるだけ当該被保険者との接触を図り、事情を十分聴取し、きめ細やかな納付相談、納付指導を行うなど、被保険者の個別事情を配慮し、実態に応じて適切に対応し、機械的に、一律的に交付することは考えておりません。

また、発行しても本人に届かない不交付なり未交付の関係でございますけれども、その実態についてはおおむね解消していると考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（高橋泰一郎君） 井上けんじ議員。

〔1番 井上けんじ君登壇〕

1番（井上けんじ君） 再質問をさせていただきたいと思います。

最初にご答弁いただきました要綱第7条、資格証明書の交付の部分の削除を求める私の質問に対するご答弁についてでありますけれども、ご答弁のようにおっしゃるのであれば、法律では先ほどご紹介申し上げましたように、高齢者の医療確保法第54条に資格証明書発行の該当条項がございます。ご存知のとおりかと思いますが。この削除を政府に求めると、こういう立場で臨んでいただきたい。もっと言えば、先ほど来質疑、質問がございましたように、廃止を一刻も早くすべきだと、こういう声もあわせて上げていただきたいと思うわけですけれども、ぜひ政府に対してこういう声を上げていただきたいと思います、こんなふうに思います。とは言いましても、先ほどご紹介申し上げましたように、昨年来の政府の各通知などによりまして、資格書は原則として交付しないという方針が重ねて明らかにされておりますので、これらにつきましても運用方、くれぐれもお願いをしたい。こんなふうに思います。

短期証、121件ということで、不交付、未交付につきましては、実態についてよく承知をしていない旨のご答弁をいただきましたけれども、ある市では、市議会での質疑の中で、例えば短期証を6件発行のうち4件が未交付だと、こういう事例も市町村の議会の質疑の中で明らかになっているケースなどもございます。そういう点では、本広域連合と致しましても、不交付、未交付の実態をぜひ把握をしていただきまして、各窓口のある市町村に対しまして、こういうケースが出ないようにくれぐれも徹底方をお願いしたいと、こんなふうに思いますが、再度ご答弁を求めて再質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（高橋泰一郎君） ご苦労さまです。山田副連合長。よろしく申し上げます。

〔副広域連合長 山田昌弘君登壇〕

副広域連合長（山田昌弘君） 基本的には、保険料そのものは相互扶助の原則ということで、基本的に保険料をゼロということにはなっていないわけですね。現行の制度でも均等割を5割、それから、応能所得割を5割という中で、低所得者の方については最大9割軽減という形をとっておると。だからすべての方が保険料を払っていただく義務を負っているんだという点において整理がなされている課題ということでございます。ただ、資格証明書の発行については国からの通知もありますので、それを受けた上で、私どもも同様の考え方で対応していきたいとは考えておりますけれども、悪質な方、資産もあって保険料を納めないという方については、基本的にそういう対応をせざるを得ないんだろうと考えておるところでございますので、そういった面はご理解いただきたいと思えます。

議長（高橋泰一郎君） それでは、一応規定に従いまして、第2質問まででございますので。

以上で一般質問を終結致します。

ここであと40分ほどかかるんですけど、休憩とりますか、それとも続行しますか。

〔「続行」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） 続行でよろしゅうございますか。

〔「はい」と言う人あり〕

それでは続行して、もう少しご辛抱願いたいと思えます。よろしくご協力方お願い致します。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 次に、日程第10、議案第1号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）につきましては、質疑または討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、議案第1号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を表決に付します。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（高橋泰一郎君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

#### 議案第2号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第11、議案第2号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、議案第2号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を表決に付します。

本件につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（高橋泰一郎君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

#### 議案第3号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第12、議案第3号 平成22年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、議案第3号 平成22年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算を表決に

付します。

本件については、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（高橋泰一郎君） ありがとうございます。挙手多数であります。数は事務局から報告させます。

書記長（和田幸司君） 賛成24、反対3でございます。

議長（高橋泰一郎君） よって、本件は可決されました。

#### 議案第4号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第13、議案第4号 平成22年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、質疑の通告がありましたので、発言を許します。

丹野議員。

〔12番 丹野直次君登壇〕

12番（丹野直次君） 私は向日市の丹野直次でございます。

ちょっとお時間をいただきまして、4号議案について質疑をさせていただきます。私の質疑と一般質問のところで少しダブっている部分がございますけれども、ひとつ私なりの立場から質問をお許しをいただきたいと思います。

3点ございます。

まず、第1点目は、今回、保険料の値上げは重大問題だと私は思います。このことは高齢者の心情に配慮すべきであって、大方の府民の皆さんは納得されていない。こういうふうに私は思います。

さて、今回、賦課総額の算出方法が、この医療協議会の資料に付されておりました。拝見させていただきますと、今回、剰余金と財政安定化基金をもって計算されたようでありますけれども、賦課総額の算出方法というのは3つのケースが示されておったわけです。1つは剰余金を活用しない場合、2つ目が剰余金を活用した場合、そして本府がやられていました剰余金と国庫補助金、財政安定化基金を加味した場合で行うようにと、これが、厚労省からの指導であっと思うんです。ところで、この計算の中で、この協議会の資料で読みますと、

新保険料均等割軽減後304円の値上げになっていると。私はここに注目しておりまして、一体、この新保険料のわずか304円程度であれば、ざっくりと30万人の後期高齢者の皆様の人数でいきますと、およそ9,100万円ほどであると思うんですけれども、この9,100万円ほどであればあるほど、これは値上げを阻止できる、そういう手の届くところに僕はあったと思うんです。なぜそういう計算をされなかったか、もう少し頑張れば、この新保険料の均等割は、値上げをしなくても済むというところにきていたと思うんです。なぜそういう努力をされなかったのか。またどうしてできなかったのかについて伺います。

さて、全国を見てまいりますと、この間、21の都道府県は値上げをされると、そういう見込みであるというようでございますけれども、この新保険料は必ずみんなが上がるものだと思っていらっしゃる方もいておられる方も多かったと思うんですけれども、実は、全国では8府県が値下げをする、また予定をされているということが明らかになっているんです。この京都府において、そういった事例が、事例と言うか、京都府においても、本広域連合としても、そういうところ辺の教訓とか、どことこの県は下げはったみたいやなということは当然、承知されていたと思うんですけれども、そういったことをなぜ京都府広域連合は頑張らへんかったのかなと。すごく残念な思いがあります。したがって、今申し上げましたように、この剰余金の活用も含めて、どんな努力をされたかということをお伺いしたいと思いますので、この新保険料のことについてご答弁をいただきたいと思います。

次に、予算書の歳出、予備費のことについて少しお伺いしたいと思います。

予備費は14億3,500万円を充当されております。先輩諸兄の皆さんがおられる中で、まこととに僭越ながら、広辞苑で調べてみました。予備費とは予見することのできない歳出予算の不足に充てるものだと、こうなっているわけです。府民がもしこの予算書を見た場合、普通に予備費というのは、そうしたものに使われるものだろうというふうに推測されます。つまり予備費が14億3,500万円もあるんやったら値下げできるやないかと、議会は何をしとったと、こういうことも言われかねないわけですね。だからこのような予算計上というのはいかがなものかなと思っておりますので、ひとつよろしくご答弁ください。

次、2番目、保険料の収納率が書いてございました。こちらの資料のほうですね。99%としているわけですがけれども、この数字というのは非常に微妙な数字だと僕は思っているんです。とり方はいろいろあるんですけれども。私が言いたいのは、国保料の全国平均が9割を下回っている中で、この後期高齢者医療制度は保険料については99%だと。どういうふうにあるのか、普通にクリアできるのか。どのようにして、この99%が出てきたのかなと思うわ

けです。本来、今言われておりますように収納率というのは100%でなければならない。これは理論上、そういうふうになれば短期証も資格証明書も出てこないわけです。ところが現実、そうじゃないわけです。だからその99%の収納率について、どういうふうに思ってそうになったのか、そのご所見をお聞きしたいと思います。

最後に、後期高齢者人間ドックまたは脳ドックなどの健診をしていただきたいと思うんです。今、高齢者の方々は実はこれに加えて、がん検診と一緒に希望されている方が多いんです。だから、人間ドックは当然やらなければなりませんし、脳ドック健診もやらなければいけませんし、その次はがん検診を受けたいという希望者の方が増えると思うんです。この間、この京都府広域連合では平成20年度が人間ドックをやっているのが6市町村でした。昨年度は4市町村が増えて、10市町村で実施されているという先ほどの話があったところですけども、今回、府内全部でやっぱりやらないといけないと思うんです。広域連合としての指導性が少し足らんのかなと。やはり、みんながどこでも安心して医療を受けられる体制というのを皆さん、期待されているわけです。だから今回、新たに11市町村が増えると同っておりますけれども、そういうことから質問としては、まず人間ドック自己負担分を軽減する仕組み、こういうものができているのかなと、すごくばらつきがあるんです。病院、院所によってお値段が違いますので、自己負担を軽減する仕組み、それから被保険者の皆様への周知、連絡の仕方、新設、そして皆さんにこういうものができましたということ、そういうことを周知徹底できるようになっているのかについてお伺いしたいと思いますので、ひとつよろしくご答弁をいただきたい思います。

以上です。

議長（高橋泰一朗君） それでは、答弁を求めます。久嶋連合長。

〔広域連合長 久嶋 務君登壇〕

広域連合長（久嶋 務君） 丹野議員のご質問にお答えを致します。

先ほど宮嶋議員からのご質問にお答えしたとおり、平成22年、23年度の保険料につきましては、低所得者の方々へ配慮した保険料設定とすることとしております。可能な限り現行並みに据え置くこととしているところでございます。

続きまして、保険料算定における予定収納率についてでございますが、高齢者の方は全般的に納付状況が良好なため、平成20年、21年度の保険料算定における収納率は98.02%と見込んだところでございます。平成20年度の全国における平均収納率は被保険者の後期高齢者医療への移行も一因となり、収納率が低下をした国民健康保険の88.35%に対し98.75%と高

い水準となっております。京都府の広域連合における収納率は、全国平均よりもさらに高い98.94%となっております、このため平成22年、23年度の保険料の算定に当たりましては、その実績も踏まえ、収納率を99%と見込んでいるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

議長（高橋泰一郎君） 続いて、山田副連合長。答弁求めます。

〔副広域連合長 山田昌弘君登壇〕

副広域連合長（山田昌弘君） 人間ドックの関係につきましては、この関係については議会ごとに答弁をさせていただいているんですけども、人間ドックの実施ということに関しては多額の費用が要するという事、そのことを受けまして被保険者の皆さん方の保険料が増額というような形になるということから、この実施につきましては市町村の判断にゆだねておるということでご答弁させていただいているところでございます。基本的に全市町村が実施できるということは私どもとしても非常にありがたいことでございますけれども、それぞれの首長さんがその地域の実情に応じてご判断をされておるということでございますので、その点についてはご理解をいただきたい。ただ、私どもとしては、国のほうで、こういう補助制度があるということについては十分これまでから伝えてきましたけれども、今後とも伝えていきたいと考えておるところでございます。

議長（高橋泰一郎君） 丹野議員、第2質問をどうぞ。

12番（丹野直次君） ご答弁ありがとうございました。

収納率が京都府は抜群によいみたいですが、その分、人間ドックについては当然、府民に、高齢者の皆さんに当然受診していただけるようにするのが当たり前だと僕は思うんです。それで、市町村のところに任しておると、人間ドックの健診事業については市町村に任せると、そこが僕問題だと思うんです。昨年10月に厚労省からこの件については再度、特別調整交付金を使って、人間ドック助成事業を強く要求すると、頑張ってもらいなさいとここまで言っているのに、いや、それは市町村で頑張ってもらったらいいいわけやということではだめだと思うんです。したがって、できない原因は何か、何なのか。お医者さんがおらないのか、お金が市町村でもう都合できないのか、そのところははっきりしていく必要があると思うんです。そういうことで、ひとつご答弁を再度お願いします。

それと、もう1つは、今本当に府民の暮らしが大変でございまして、その辺を考えていくと、新保険料の均等割は軽減後で304円の値上げになると、少なくともこの均等割部分は、本当にもう一声頑張ってください、これは値上げをしないようにするべきだったと、今さ

らどんな努力がされたのかと、それは言ってもいいと思うんですけども、その辺をもう少し実はこういう努力をしたとか、そういうようなところもちょっとご披露していただきたいと思うわけです。この4号議案については、そこが一番の大きな僕は焦点だと思っていますので、よろしくご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（高橋泰一郎君） 久嶋連合長。

〔広域連合長 久嶋 務君登壇〕

広域連合長（久嶋 務君） 丹野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは保険料についてお答えをさせていただきます。

今回、平成22年、平成23年度の保険料につきましては、均等割額を下げるということで、700円の減でございます。4万5,110円から4万4,410円と700円の減となっております。このことは低所得者の方へ配慮をした保険料設定であると考えております。また加えまして、京都府と協議を重ねまして、財政安定化基金、それから京都府の独自の補助金の支援を受けまして、1人当たりの保険料を現行並みの水準に据え置くこととしているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

議長（高橋泰一郎君） 副連合長。

〔副広域連合長 山田昌弘君登壇〕

副広域連合長（山田昌弘君） 人間ドックについて実施していない市町村の状況ですが、確認をせよということでございますけれども、先ほども答弁させていただいたように、それぞれ私どものほうについては国の補助制度を各市町村に内容的に含めて周知をさせていただいておるということで、それぞれの自治体において判断をされている事項でございますので、その状況については今、議会で議論されている段階でございますので、同じことを私ども聞くことはやぶさかでないですけれども、それをもってどうのこうのというような指導はできないということも、またご理解いただきたいと思えます。いずれにしても、保険料の中で整理ができる課題であれば、当初からそういうものは整理をしておりましたけれども、保険料が増額につながるということで、その部分はそういう形に対応したということもぜひともご理解いただきたいと思えます。

議長（高橋泰一郎君） 以上で質疑を終結致したいと思います。

本件につきましては、討論の通告がありませんので、以上で終結致します。

それでは、議案第4号 平成22年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会

計予算について表決に付します。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（高橋泰一郎君） 挙手多数であります。数は事務局から報告させます。

書記長（和田幸司君） 失礼致します。賛成24、反対3でございます。

議長（高橋泰一郎君） よって、本件は可決されました。

#### 議案第5号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 次に、日程第14、議案第5号 京都府後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、議案第5号 京都府後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の一部を改正する条例を表決に付します。

本件について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（高橋泰一郎君） 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

#### 議案第6号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 次に、日程第15、議案第6号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、議案第6号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例を表決に付します。

本件について、原案のとおり可決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（高橋泰一郎君） 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

#### 議案第7号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 次に、日程第16、議案第7号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、議案第7号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について表決に付します。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（高橋泰一郎君） 挙手多数であります。

本件は原案のとおり可決することに決しました。事務局から数を報告させます。

書記長（和田幸司君） ただいまの表決でございますが、賛成24、反対3でございます。

議長（高橋泰一郎君） よろしくご理解ください。

#### 議案第8号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 次に、日程第17、議案第8号 京都府後期高齢者医療広域連合管理職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、議案第8号 京都府後期高齢者医療広域連合管理職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について表決に付します。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（高橋泰一郎君） 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

承認第1号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第18、承認第1号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論について終結致します。

それでは、承認第1号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）を表決に付します。

本件については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（高橋泰一郎君） 挙手全員であります。

本件は原案のとおり承認することに決しました。

同意第3号の採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第19、同意第3号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） 異議なしと認め、表決に付します。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、細見勲議員の退席を求めます。

〔細見 勲議員退場〕

議長（高橋泰一郎君） それでは、同意第3号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを原案のとおり同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定致しました。

〔細見 勲議員入場〕

## 閉会の宣告

議長（高橋泰一郎君） お諮り致します。

本定例会において議決されました各議案について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に一任することに決定致しました。

どうもご協力ありがとうございました。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案の審議はすべて終了致しました。

それでは、これをもちまして京都府後期高齢者医療広域連合議会平成22年第1回定例会を閉会致します。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 3時13分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成22年4月23日

議 長 高 橋 泰 一 朗

署 名 議 員 宮 園 昌 美

署 名 議 員 青 山 美 義